

## [代理人による印鑑登録申請手順]

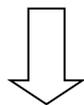
※代理の方には2回お越しいただきます。

### 1回目

代理人が次の①～④をすべて持参のうえ、申請をしてください。

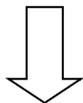
- ① 委任状
- ② 登録しようとする印鑑
- ③ 登録される方の本人確認資料（コピー不可）
- ④ 代理人の本人確認資料（コピー不可）

上記の本人確認資料：運転免許証、写真付きマイナンバーカード、健康保険証、年金手帳等



申請した市民課、サービスセンターから本人宛に転送不可の簡易書留にて照会書が郵送されます。

同封の回答書に本人が氏名を記入してください。



### 2回目

同一代理人が次の①～④を一回目と同じ申請場所へ持参してください。

- ① 回答書
- ② 登録しようとする印鑑（一回目と同一のもの）
- ③ 登録される方の本人確認資料（コピー不可）
- ④ 代理人の本人確認資料（コピー不可）

上記の手順で代理人による印鑑登録の手続きは完了となります。

※代理人による暗証番号登録はできませんので、自動交付機はご利用いただけません。